

令和6年度（2024年度）「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県民の平穏な生活に脅威を与える一因となっている「電話で『お金』詐欺」（全国的に「特殊詐欺」と呼ばれているもの）について、テレビ、新聞、SNS等あらゆる広報媒体を通じて、発生手口に応じたタイムリーな注意喚起を行うことにより、高齢者をはじめとする全ての県民の防犯意識の高揚を図るとともに、被害を未然に防止し、安全安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務
- (2) 実施期間 令和6年（2024年）8月1日（木）から
令和7年（2025年）2月28日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「令和6年度（2024年度）「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

3 担当部署及び書類等の提出先

熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課
〒862-0950 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁警察棟7階）
電話 096-381-0110 内線3054・3055
FAX：096-381-2567
メールアドレス：seiankikaku@police.pref.kumamoto.jp

4 受託者の選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

5 応募に係るスケジュール

4月 1日（月）	公募開始
4月22日（月）	参加申込書等提出期限
5月 8日（水）	参加資格確認通知
5月13日（月）	企画提案書提出期限
5月17日（金）	企画提案書の審査（プレゼンテーション）
5月23日（木）	業者決定
6月中旬	業務契約

6 応募資格

次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有する

と決定された者のうち業務区分が「企画・運營業務」及び「企画・制作」に登録されている者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有すること。
- (6) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

7 質問と回答

質問の受付期間は令和6年（2024年）4月22日（月）までとし、質問票（別紙様式1）を3の担当部署宛てにメール又はFAXで提出すること。

なお、質問事項についての回答は、5月8日（水）までに行う。

8 プロポーザル参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の（3）記載の提出書類を各1部ずつ提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）

(2) 提出期限

令和6年（2024年）4月22日（月）17時必着

(3) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙様式2）
- ②プロポーザル参加資格確認申請書（別紙様式3）
- ③役員等一覧（別紙様式4）
- ④業務実績書（別紙様式5）

(4) 提出先

3の担当部署

(5) 資格要件の審査及び結果通知

生活安全企画課において資格要件を審査し、審査結果及び要件を満たさなかった事業者については、満たさなかった理由を令和6年（2024年）5月8日（水）までに書面で通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案提出書（別紙様式6）：1部
- ②企画提案書：6部（うち正本1部）

形式：A4判、タテ型、左綴じ（着色・両面印刷可）、20ページ以内

※表紙・目次はページ数に含まない。

内容：10（2）審査基準を踏まえ、下記の事項について具体的に記載すること。

【全体】

ア 企画の提案とその理由

イ 各啓発の実施時期、企画内容に応じた運営スケジュール、安全管理に必要な実施体制

ウ 本業務における提案者の特長（強みなど）、実績等

【啓発の企画・広報】

エ 費用対効果、広報力、発信力等

※広告であればインプレッション（広告表示）数、クリック数、視聴率、購読者数等

イベントであれば日時、集客数等の実績や見込みを記載すること。

③経費見積書：6部（うち正本1部）

※各種製作費、広報費、会場設営費等経費を啓発項目ごと（啓発の企画・広報、その他イベント等）に内訳を明記すること。また、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。

なお、「11 委託限度額」に留意すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）

(3) 提出期限

令和6年（2024年）5月13日（月）17時必着

(4) 提出先

3の担当部署

10 審査

審査は、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書を基に次のとおり行う。

(1) プレゼンテーションの実施

資格要件の審査に適合した事業者で企画書を提出した者によるプレゼンテーション（20分以内：説明15分以内、質問5分以内）を行う。

日時：令和6年（2024年）5月17日（金）

※各応募者の開始時間は別途連絡する。

場所：熊本県警察本部

※別途連絡する。

審査員：警察本部職員5名とする。

その他：プレゼンテーションに参加しなかった事業者は、棄権したものとみなす。

(2) 審査基準及び審査方法

次に掲げる審査基準に基づき、各審査員が採点した得点の合計が最も高い事業者を採用する。また、同点となった場合は、審査員の多数決により決定する。

なお、最低基準については設けないこととする。

審査項目	審査の視点	配点
事業目的の理解	本業務の目的及び仕様書の内容を十分理解し、適切な提案がされているか。	10
メディアコンテンツの制作及び発信	高齢者をはじめとする幅広い年代に受け入れられる内容、発信手段であるか。	10
	費用対効果、広報力、発信力等の観点から、効果的な内容となっているか。	20
	発生手口に即応する広報手段の提案がなされているか。	20
その他の広報	独創性に優れ、効果的な内容となっているか。	20
実施体制・スケジュール	事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。	10
過去の実績	過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるか。	5
見積金額	見積金額は、企画提案書の内容に照らして適正か。	5

(3) 審査結果

文書でプロポーザル参加事業者に通知する。

なお、審査終了後、参加事業者から電話等での問合せがあった場合には、「問合せ者の順位」「問合せ者の合計点数」「1位の事業者名」「1位の合計点数」については、回答するものとする。

1.1 委託限度額

3,834,000円

(上記金額には、委託業務において発生する諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。また、企画提案に当たっての目安(上限)となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するので、上記金額と必ずしも一致しない。)

1.2 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

1.3 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、業務関係資料のため返却しない。

- また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) プロポーザルによって選定された事業者の企画提案書の著作権については、熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課に帰属するものとする。
 - (4) 受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課に帰属するものとする。
 - (5) プロポーザル参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

1 4 問合せ先

熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課 担当：芥川

電話 096-381-0110 内線3054

F A X : 096-381-2567

メールアドレス : seiankikaku@police.pref.kumamoto.jp